

第六回 参議院大蔵委員会議録第十一号

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)
午後二時二十五分開会

○小委員長の報告

○刻たばこ製造工場設置に関する請願
(第三十二号)

○綿スマ織機復元のための復金借入金
返済期限延長等に関する請願(第一百五号)

○預金部資金の利率引下げおよび償還
期限延長に関する請願(第一百四十四号)

○清酒増石に関する請願(第一百六十号)

○陶磁器の物品免税点引上げおよび取
引高税撤廃に関する請願(第二百九
号)

○きせるの物品税免税点引上げに關す
る請願(第二百四十一号)

○国家公務員共済組合法中一部改正に
關する請願(第四百六十六号)(第五
百九十六号)(第六百四十二号)

○昭和二十四年政令第二百六十四号中
一部改正に關する請願(第四百六十一
号)(第五百九十五号)

○節句飾物類の物品税改正に關する陳
述(内閣提出)

○政府契約の支拂遲延防止等に關する
法律案(衆議院提出)

○特別職の職員の給與に關する法律案
(内閣提出)

○国民金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出・衆議院送付)

○所得稅法の臨時特例等に關する法律
案(内閣提出)

○物品税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○織物消費稅法等を廢止する法律案
(内閣送付)

○郵政事業特別會計の昭和二十四年度
における歲入不足補てんのための一
般會計からする繰入金に關する法律
案(内閣提出・衆議院送付)

況になつていますので適切なものと認
め採択しました。

次に請願第一百六十号「清酒増石に關
する請願」。本請願の趣旨は清酒の不
足に悩む北海道に原料米を送り、清酒
の増石を國られたいというのであります
す。北海道における清酒の需給状況よ
りまして妥当なものと認め採択しま
した。

次に請願第二百九号「陶磁器の物品
免税点引上げおよび取引高税撤廃に關
する請願」。本請願は陶磁器の物品税
免税点を引上げ且取引高税を廢止され
たいといふのであります。但し、政府も改
正を考えているので留保とし、免税点は低
きに失する

この主産地である鹿児島県に、刻たば
こ工場を設置されたいといふのであり
ます。戦前工場が存在しておきました
設置に關する請願。本請願は刻たば
この主産地である鹿児島県に、刻たば
こ工場を設置されたいといふのであり
ます。戦前工場が存在しておきました
設置に關する請願。本請願は経済情勢の変化
により、復金借入條件が苛酷に感ぜられ、復興を妨げてゐるので、金利の引
下げ、返済期限の延長を國られたいと
申します。また、請願第一百五号「綿スマ織機復元
の為の復金借入金返済期限延長等に關
する請願」。本請願は経済情勢の変化
により、復金借入條件が苛酷に感ぜられ、復興を妨げてゐるので、金利の引
下げ、返済期限の延長を國られたいと
申します。

次に請願第二百四十一号「きせるの
物品税免税点引上げに關する請願」
本請願はきせるの免税点は低きに失す
ります。戰前工場が存在しておきました
設置に關する請願。本請願は経済情勢の変化
により、復金借入條件が苛酷に感ぜられ、復興を妨げてゐるので、金利の引
下げ、返済期限の延長を國られたいと
申します。

ノルマニヤ

○森下政一君　念のために、更に現在までの大蔵省内における苦情申出機関である、政府支拂促進調査室を活用されておる状況は一体どの程度になつておるか。御存じでしようか。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと計算し
い数字を持合せませんが、実は調査室を設けましたのですが、余り相談に來ないのであります。それでできるだけこちらでは機構も用意しておるのでございますが、或いは宣伝も十分ではありませんし、又いろいろ他の原因等に來ると思われますが、予期したごとく来ておりませんので、一遍その活用の状況を数字等を調べましてお答えにこな、申思ります。

○衆議院議員(岡野清憲君) 只今の政府委員が専門が違うのですから十分なお答えができるなかつたのだろうと存じます。これにつきましては閉会中に調べまして、大蔵省の理財局長の御出

席を求めて、よく聞きましたが、開店しても、開店休業の形で、それはあればできましても、三、四ヶ月経ちましても三十六件くらいの相談がござります。

いまして、そうちでその企画たるや徴徴微たるものであつて、政府支拂が非常に遅延しているがために活用されるような実際の相談がない。こういうことを理材局長から報告を受けておりました。それは外の方面で我々が調べましたところと同じでありまして、大蔵省へ行くとか、官庁へ行くとかいうことになりますと、今後自分自身の仕事が止つてしまふということを恐れて、官庁にそういうことをお願いするということは、伝統でございましようか、國民性でございましようか、只今のとこ

ちでは実効が挙らないという状態でござ

ざいます。若しこの法律ができまして、この法律を大蔵省の方で利用されれば非常に結果がよからう、こう存じてゐる次第であります。一応御説明申上げます。

○川上嘉寿君 この法案と関連しまして、税金の過誤納金の拂戻しに対する利息に対しましても、当然適当な措置をしなければならん、かように考えますと同時に、これに関連いたしまして追徴金加算税、それから延滞利子といつたような問題につきましても、この法案との均衡上当然に適當な措置が講ぜらるべきだ、かような見解を持つてゐるのですが、これに対し大蔵大臣

の御見解をこの前要望したのです、この点是非ともお願ひいたします。

ませんでしたが、昨年の七月に特にこのための法律を作りまして、政府が取り過ぎをいたしました税金に対しましては、日分十銭の利息を加えるという

〇川上嘉君　日に十錢とはそれは期間
があるのでしょうか。幾日過ぎたらいつ
から十錢の利息がつくのですか。

〇政府委員(佐藤一郎君)　これは返す
べき事由が明かになつたとき、言い換
えますと過誤納の事実がはつきりと認
定されたときということになります。

〇川上嘉君　そこに矛盾があるので
す。分るのに一年ぐらいかかるので
す。只で人の金を使つていて、
これを誤つて取つたということは、あ

なたも御承知の通り幾ら早くても半年

ぐらいかかる。十月の予定申告に対し
て異議を申立つてこれが分るのが、調
査するのが二月以後です。確定するの
が半年かかる。その間只で使つていた
といふことになる。納税者はその金を
内むるひに高利で借りてゐる。そん

が……

金に対するべきり分つてからといふのはおかしい。少くとも最初からやるべきである。税金を取つたときから、納めたときから利息をつけるべきだ。かよくな私は見解を持つてゐるのです。

て、政府は余分に取つたものに対しても十銭をかけ、そして又追徴的な納税者からの税金については二十銭をつけているというようなことは、非常に均衡上間違つていると考えますので、

そういう點を政府において今後これを是正される意思があるか否か、それをお伺いいたします。

○國務大臣（鈴木正文君） 木村委員から御質問の労働基準法の百二十條の「五千円以下の罰金」云々、これは勧行されているかと、こういう意味の御質問があつたそうですが、私から大体だけをお答えいたしまして、非常に細密の点になりますると数字もございますから、係りから答えるようになつます。この問題につきましては、今年の三月から軍政部に私と検事総長とが参りまして、勿論賃金遅拂いの傾向も検討いたしまして、それから以後検事総

長名の通牒も出ておるわけであります

す。それに従いまして労働省といたしましては、十分の注意を拂つてこの方法の確実な運用に当つております。ただ方法の建前は直ちに検挙といふうな方に進むよりは、むしろ労働省の勧奨によって、販賣の星附、ふやけさせらるよ

よりて、眞金の運搬しに船が使われるならばそれに越したことはないのですから、第一段といったましましては経営者側に労働省が早く拂うようになるといたしましては、大体これによつて三十億円くらいの労働省の出先機関に報告されて来た遲拂いの中で、二十八億円くらいはこれによつて解決されております。尙その外に悪質と見られるもの、又幾ら勧奨しても支拂わない者に対しましては、罰則を適用し

〇木村福八郎君 御答弁は大体了承いたて法の運用を実際行なつております。それがどれくらいあつたか、件数その他につきましては係りの者から説明いたします。

たしましたが、実は今度こういう法律案が出るわけですね。政府支拂いの遅延に関する法律案が出て、そうして会社などで政府から拂つてもらえない分についても、政府の方で今度金利を拂つて貰おうとしているのです。

から政府の支拂い遅延による労働賃金の支拂遲延ということは、今後相当緩和されて来ると思うのですが、併しそれにも拘わらずそういう事態が生じた場合には、こういう法律が出ない前と、こういう法律が出た後とでは、今 の労働基準法の適用の対象について、非常に違つて来ると思うのです。何も罰するのが能ではないと思うのでありますけれども、只今のお話ではもう労働基準法に触れているわけです。触れ

ているけれども、直ちに適用しない

で、なるべく問題を実際的に解決するためには、経営者に注意を促したりなんかしてやつてあるというお話をですが、こういう法律ができると、若しか賃金の遅欠配に対して、適用をこれまでのよくなやり方でやつてあると非常に不公平

○國務大臣（鈴木正文君） こういう法律が出て参りまして、政府の支拂いは醒しないと、から方向をとつて行く場合、今後の運用についての御意見を伺いたい。

に、経営者側で今申しましたような、
従来からあるような事態が起きました。
場合には、これは只今も申しましたよ
うに、今までもすでに違法であると
いう事実が出ておつたのであります。

から、まずその前提に第一段階に勵奨が、問題は賞金力が拂われることなのだから、早く賞金を拂わせるとい方法をとつたのであります。今後はそれの関係は、御指摘のように、そういうた

ように遅れた場合には、法の処罰という問題が従来よりは厳格に行われるといふ方向に進むものと考えております。政府といたしましては細密な検討を遂げまして、この法律に合うようになります。

○木村福八郎君 先程具体的な数字がある、というお話をしたが、後程で宜しいのですが、それを一つ御提出願いたい。

○國務大臣(鈴木正文君) 今係りの課

○委員長(櫻内辰郎君) 労働大臣に対する御質疑はありますか
の御質問に對しては今主税局長が答弁されるそうです。局長は他の委員会へ行かれたので調査課長から……
○政府委員(忠佐市郎君) 還付加算金の問題につきましては、過誤納と申しますが、正当の税額を越えて多く納めました税金に対しまして、その納めた時からお返しするまで、この点多少技術的な調整が行われておりますが、納めた時から返すまでの期間に応じて日歩十銭の還付加算金をお返しする、かようになつております。それからもう一つの問題といたしまして、滞納の伴う場合に、督促状が出ますと、延滞金が現在二十銭となつております。日歩二十銭となつておりますが、還付加算金は日歩十銭でございます。この点につきましては、只今御承知のように加算税という制度もございまして、申告納税の税などにつきまして、法定の納期限までに税を納めません場合には、日歩十銭の利子に相当する加算税をつけて申告納税をする、かようなことをなつております。その申告納税の税金を納めませんで、更に督促状を受けたという場合におきましては、日歩二十銭の延滞金ということに相成つておりますが、この外に尙滞納することによつて、相当の手数を国家にかけたという多少制裁めいた考慮をも拂ひまして日歩二十銭といたしておる

次第でござりまするが、従いまして過誤納税金に対しまして付する利子のなほものは、一般の加算税と同じ程度といたしまして日歩十錢、延滞金の方は多少それより外に租税行政上の制裁的な考慮を加えまして、高いものといたしておりますので、それと権衡をとる必要はないからう、かような関係から日歩十錢といったおるような次第であります。

○九鬼紋十郎君 只今の御説明で罰則的に二十錢をかけるといふような御説明であつたのであります。現在の財政状態として、政府でさえこういつた遅延防止の法案を出さなきやならぬまい、こういつた時代になつておるのであつて、従つて民間の経済状態におきましても非常に延滞するところはやむを得ない、眞にもうやむを得ない休刑を受けるといふような規定のある賃金でさえ遅拂になつておるというような時代でありますので、国民が非常に困つておるということは分かつておると考へるのであります。そういう意味からしまして、非常に同情的な考をもつて、やはり過誤支拂の日歩と同様な十錢にするか、或いは今度の政府支拂遅延の利率のごとき一般の利子と勘案して、極く安い低利のそいつた利子をつけるといったようなことにして貰わないと、非常に国民として困るというような考え方を持つておるのであります。そういった意味では、その修正して頂くような考え方であります。これは一つ修正して頂くような考え方であります。

○政府委員(忠佐市君) お答え申上げます。昨年延滞金及び加算税の利子を日歩五錢を十錢に、日歩十錢を二十錢

とそれぐら倍額に増加いたしまして、これは非常にインフレの進行が早うございまして、滞納して置いてその資金を事業資金に流用した方が助かる。こういうような風潮が一面見受けられましたような関係がありまして、非常に高率な割合になつたと考えます。この点につきましては、先程来朝されましたシャウブ税制使節団におきましてもこの問題を取り上げられまして、大体日歩三錢程度、それから延滞金の場合は日歩六錢程度というところに引下げてはどうかという提案がございまして、この問題につきましては通常国会に提案されます一般的な税制改正の一つの事項いたしまして十分只今検討いたしております、そういうような方向に副つた改正をいたしたいとか、どのように考えておる次第でござります。

○川上嘉君　今の問題ですが、その計算の場合とか、延滞の場合の期間に不公平はないのですか、その起算の日に不均衡はないわけですか。

○政府委員(忠佐市君)　只今の問題でござりまするが、要しまするに金銭につきましては期間の経過次第一定期の利子を生むと、これが常識になつておりますので、さような観点からいたしまして、実際に納めましてからそれに対する期間の進行に伴いまして利子をつけると、かような考え方でよからうと思いまするので、只今の税法もさようになつておると思います。

○委員長(櫻内辰郎君)　外に御質疑はございませんか。御発言もないようでありますから直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと言認め討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小川友三君 本案につきましては、国会に提案され、又国民の相當数を代表したところの法律案でありますので、本員は本案に賛成するものであります。

○森下政一君 私本案に賛成いたします。ただ政府にこの際希望いたして置きますが、先刻岡野委員長が政府に代つたところの質問にお答えになりまして、政府支拂促進調査室というようなものが、政府支拂促進調査室でお設けになつてなものをお折角大蔵省でお設けになつておる。この法律ができたからといって、実際この政府支拂が非常に遅れて迷惑いたしております。一般の業者といらものは、少々ぐらいの利息を貰うたというようなことで満足できないのであります。どうしてもやはり支拂いを促進されると、いうことが一番事業經營上必要なことで、利息さえ拂つてやればそれで文句はないというような横筋な考え方では困る。お折角大蔵省で政府支拂い促進調査室というような苦情処理の機関を設けておられたも、單に設けておられるだけであつて、その機能を發揮されていらない、開店休業の状態にあると岡野委員長も言われましたが、それで政府が安闊としておるといふようなことがあります。だから須らしくこれをもつと民間に宣伝されて一切の苦情を受付ける。そうして支拂いをできるだけ促進したいと、こういうことを宣言すると同時に、又苦情を申出て来るからといって、そういう業者に対して迫害することもないのだとい

うことをはつきりされ、こういふ法律ができると同時に、こういう機関がもつと活用されるようになるものと思うのであります。それから大蔵大臣がいらっしゃらないのでお尋ねしても分らないと思つて質問はいたしませんでしたが、先般の岡野さんのお話によりましても衆議院いろいろ御調査になつて、根本においては支拂の促進をするためには行政機構の改革なんかのことまで及ばなければならん。更に又この末端における約二千名を突破すると思われるようすな支出し官、その手許で実際支拂が遅延するという原因の大半があるのじやないかといふうなお話をあつたかと思うのであります。そういふ末端に対して一層かくのごとき法律を必要とする程政府の支拂が遅延を担当しております官吏に対して私はそういうふうに大蔵省みずからが努力をされる。そうしてこの法律ができたからといって放つて置くのでなしに、例えば先刻申上げましたように、政府資金が若し遊んでおるならば、これを市中銀行に預金して、政府の支拂を民間に迅速に市中銀行をして融資をなさしめるといふような便法を講じられることを継続してやつて貰いたい。何もかもすべてが政府支拂を促進するということであつてが政府支拂を促進するといふことでやつて貰いたいということを申しましたのは、今度の補正予算並びに来年度予算を通じてドッジラインと申すものは一向変革されない。否政府

当局はいろいろと弁解されますが、これで今日より一層の金詰りが出て来るであろう。デフレの傾向が深刻化するだろうということは予想に固くないのです。そういう情勢を予想してあります。そういうことを希望してやつて貰いたいということを希望しながら原案に賛成いたします。

○油井賢太郎君 私はこの支拂遲延防止の法案に対しても賛成を表すものであります。しかしながら成る程支拂を促進して民間の資金的な迷惑を少くするということは当然のことなんだ。これは心からそういう気持ちになつてやつて貰いたいということを希望しながら原案に賛成いたします。

であればよろしいわけでございます。

勿論その外に借受人の資格として、例えれば独立して事業を遂行する気持があり、且つ適切な事業計画を持つて、返済も確保できるであろうということが認定されればそれだけで十分であります。

ただ私共といたしましては、普通の銀行へ行けば当然借りられるよう人がこういうところへ邪魔をしないで貰いたいということは考えております。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○小川友三君 本案は極めて簡単な法案でありますと、質問を省略しまして可決せられんことをお詫び願いたいと思います。

○委員長(櫻内辰郎君) 小川君の御発言の通り……

○森下政一君 ちよつと銀行局長にお尋ねいたしますが、只今頂きました資料によつて、国民金融公庫業務状況を拜見しまするに、六月から十二月までの申込金、これに対して貸付金等を拜見しますと、ざつと一割ぐらいの申込ます、これはやはり回収可能であるといふような見通しがないと貸せないというような事情もあるだらうと思いますれば、何でござりますか、貸せないのは。

○政府委員(愛知揆一君) これは今までのところはひとえに金がなくて貸せない。

○森下政一君 金がなくて。

○政府委員(愛知揆一君) はあ。実はこの公庫が設立せられたときに御説明いたしましたように初めてから抑え

資本金が十三億というので非常に少ないのでございます。殊にこれは庶民金庫と恩給金庫の第二金庫であるというよう形を取つておりますために、從来

と恩給金庫の第二金庫であるといふうな形を取つておりますために、從来の両金庫の債務の返済もこの十三億からしなければならないというので、それでどうにもなりません。この実績でも実は当初の計画よりは、この補正予算で相当額の増資があるであらうこと

を、もう山を掛けて融資をいたしましたて、この程度まで来たわけです。ひとえにこの現状は資金の量にかかるておるわけです。先程お話をございました

よう、政府出資もさることながら、私共の気持としては、預金部資金を何とかしてここへ貸して貰いたいといふことも考へておるのです。尙折衝を統

いのか全く分りません。

私共の本当の念願で、本当に力の続く限りやりたい、或いはこうまで行つた

○木村禪八郎君 どうして使わして貰

りたいのか分らないといふ点ですが、これは速記を止めでいいのですが、さ

れたか……

○政府委員(愛知揆一君) 折衝と申しますよりも、私共考へておりますことは、今ちよつと申しましたように、現在の預金部資金を構成しております資金の性格、それから金融の疎通と

小企業というような方面への資金の疎通といふようなことを考へます場合に、どうしてもその方面に融資をしたいわけなんです。ところが恐らくこれ

は御承知のように預金部資金運用委員会といふものがござります。その構成なども最近非常に人數を殖しまして、できるだけ大勢の方に見て頂くよう

に、どうしてもその方面に融資をしたいわけなんですね。ところが恐らくこれ

は預金部にあるといふことは、こ

ういう金については非常におかしいと

思ふのですね。それで預金部だけでは大綱を決定するだけでありますから、若し我々役人が個々の一件ずつ

融資に携わるといふことであれば、こ

れはできもしませんし、できてもしな

いと思うのですが、そこで直接の投入

融資がいけないと、そこであれば、

例えばこの金融公庫に流して貰えば、

それから商工中金の債券を引受け手

もあれば、それから農林中金その他を

利用することもできる、又若し何であ

れば一般の市中の金融機関、庶民金融機関等に定期の預託金をすることも可

能である、私は方法論は幾らもあると

思ふのであります、先程申しまして

ような本質的な気持から申しまして、

方法論は幾らでも考へるから何とかこ

れをレリーズして貰いたいといふのが

〔速記中止〕

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始めて下さい。

○木村禪八郎君 どうも只今伺いまし

て、我々もどうも腑に落ちないのです

が、預金部資金運用について最近調べて見たら、國債、地方債その他貸付は、全然運用されない現金と

いうのがあるのですね。本当のアイド

ル・ファンドだろうと思うのです。現

金、それが八億ぐらいあります。これ

などは、もう全然運用されないでいる

現金が預金部にあるといふことは、こ

ういう金については非常におかしいと

思ふのですね。それで預金部だけでは

大綱を決定するだけでありますから、若し我々役人が個々の一件ずつ

融資に携わるといふことであれば、こ

れはできもしませんし、できてもしな

いと思うのですが、そこで直接の投入

融資がいけないと、そこであれば、

例えばこの金融公庫に流して貰えば、

それから商工中金の債券を引受け手

もあれば、それから農林中金その他を

利用することもできる、又若し何であ

れば一般の市中の金融機関、庶民金融

機関等に定期の預託金をすることが可

能である、私は方法論は幾らもあると

思ふのであります、先程申しまして

ような本質的な気持から申しまして、

方法論は幾らでも考へるから何とかこ

れをレリーズして貰いたいといふのが

お殆んどございませんし、まあアイドル・マニーと言われても、どうも誠にその通りなのでございます。この問題は今申しましたように、何とかして全国的に一億円以下ぐらいに圧縮して置きました、そうしてその限度を超えたときには、少くとも食糧証券などを持つようになつておるわけあります。それから本質的な意味でアイドル・マニーということになれば、その余裕金を持つておること自体が又おかしいことになります。私の見込みでは、昭和二十四年度に約百九十二億に達しております。

○森下政一君 それから公庫の余裕金を大蔵省の預金部に預けることなしに、更に銀行に預金するとか、郵便局に貯金として活用することにつきましてはどうですか。

○政府委員(愛知接一君) これはむしろ技術的な問題でありまして、例えば為替、本支所間の為替送金的なものもありますのですが、本当の余裕金としては他の公庫や特別会計と同じように預金部に集中する必要もなければ、公庫といたしましては又そういう余裕金があるはずもないわけなんですね。ただそういう金庫の便利のために余裕金を入れたわけであります。

○黒田英雄君 二十二條の二ですが、「公庫は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。」市中銀行という、特に市中ということを書いたのは秋田、福島、宮崎、長野、静岡又は浜松、それから岡山、松江、山口、松山、長崎、公庫側で予定いたしておりますのはそういうような場所でござるらしいわけありますが、格別に意味はございません。

○木村禪八郎君 今事務当局のお話が

よく分つたのですが、更に大蔵大臣と

ネー

を

持つておること自体が又おかしいこと

になります。

それから本質的な意味でアイドル・マ

ニ

を

持つておること自体が又おかしいこと

織物消費税を一月から十二月に繰上げて減税する、というようなお話をあつたようですが、その点についてその後如何な経過でございましょか。

○國務大臣(池田勇人) 拝言したまことに、大蔵省といたしましては、原案で行つて頂きたいという話になりました。大体民自党の政調会もそのように決定したようあります。

○油井賢太郎君
　これは政府から、かして、
　アーチー・スミスの報告書が出て、すでに九月一日からやるべきだという勧告によります
　して、十月或いは十一月説というようより多くなことも再三唱えていた。更にそれが出来ないことを

遅くとも十二月一日からは実施の運びになるだろうからということで、業者はそれを首を長くして待つておつたわけであります。それで消費者の面からいたしましても、今に安くなるだろうといったうな考え方を持つておつたのでもあります。それが今日更に一月ではなくて、少くとも十二月一日からことになつて、少くとも二月一日からいわば国民の要望も容れられる、そういうふうな考え方を持つておつたのでもあります。それが今日更に一月ではなくて、少くとも二月一日からいわば国民の要望も容れられる、さればいかんという最後の確定を政府でなされたということによつて、相当地位が乱れ、不満というものが国民の間に起つてゐると思うのであります。殊に承りますと、恐らくデパート方面が主力をなしていると思うのであります。ところがデパートあたりは大体多く、大資本を擁しておつて営業している関係上、委託販売といふような形のものが多く、ころでは現金が安からうと、高かるところでは現金が安からうと、高かるところと、委託販売の点については影響が大きくなります。

い。むしろ十二月に精々手持品を処理した方がいいではないかというような意見もあるようですが、そういう点からいたしましても、政府としてはもう一段努力をして、十二月一日から実行されるようになさるのが当然じやないかと思うのであります。これに対して大蔵大臣の本当の心情をお聽かせ願いたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) シャウプ勸告案が出ましたときに、シャウプ博士の意見としては、九月というふうなことも述べていることはお話の通りであります。御承知の通りに税率の変更といえばならないことであります。私は初めからシャウプ博士のお考え方の一つの誤まりであると見ておつたのであります。その後業者の意見なんかがありました。私としてはいつからどうするということは、一切申上げたことはございません。予算案を作りますときには自分の意見を申上げ、そうして関係方面の意見も聽きましたが、やはり減税ということは一月一日から全部スタートすることがいいという考え方の下に御審議を願つていてるような法案、予算案にいたした次第であるのであります。どうもこの間接税の税率の引上、引下につきましては、摩擦は常に起るものであります。これは議会に早く出して審議を頂きます關係上、いろいろなことが起るのであります。織物消費税率の引上につきましては、四割という相当な差がありますので、或る程度の混乱は起ると思うのであります。しかしまあ手を盡しまして、混乱ができるだけ少くしようというふうに努力いたしていきます。

○油井賢太郎君 政府発表の若し一月一日から廃止した場合と、十二月一日からこれを四割を一割に引下げるというようなことの方法が採られた場合との、織物消費税の差額の数字が出ていりますが、僅かに二億七千万円です。併しこれが實際は無税で以て取引をされる数が非常に多いということは、これは明瞭であります。若し一割にされれば喜んで正当の道に入れる、併しながら四割ではとても買ひ手がないし、金融というようなことも付かないし、又仕事がストップしてしまふのだから、不本意ながら法律を破つてしまでも横流しをするというようなことが行われているというような話があります。そういう点を考えますといふと、政府の方では十二月一杯に四割取れば相当の財源になるというふうにお考えにならぬかも知れませんが、却つてこれは一割に減税した方が遙かに税金が余計上るのではないか、これは常識的にもはつきりしている点であります。以上の二点から申しましても、もう一度これは一つ政府当局でお考え直しになるのが当然だと思いますが、大臣として何か脱税防止とか、或いは金融の措置とかいう具体的に御处置をなさつておるならば、それを御発表願います。

○國務大臣(池田勇人君) 只今のところトップの金融につきましては努力をいたしたいと考えております。専らいろいろな技術的の問題があるやに聞きましたので只今まで業者の方と話合いをして、希望の数字を書面で申出て貰うように話をいたしておるような次第であります。

○油井賢太郎君 そうしますと、希望の数量、数字なりを大蔵省大蔵大臣宛て

てに出せば、その承認がなんかによつて金融の措置は必ず取れるといふうに考えてよろしうございますか。

○國務大臣(池田勇人君) 金融の措置は私は斡旋するといふ程度で、必ずやるというわけには行きません。私は金を持つていいないので……(笑声)それからいろいろな取引があると思うのであります。税法の許す範囲におきましては、できるだけ便宜の措置を考えたといふ用意はいたしております。

○油井賢太郎君 脱税防止の件はどんなどとに現在なつておりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 脱税防止につきましては国税庁で然るべくやっておると思うのであります。大蔵大臣が法規の執行を命じておることは当然なことであります。中には不心得者があつて脱税をしておるが、建前としては脱税防止には全力を盡さなければならぬ。

○油井賢太郎君 大分大臣よく内情を御承知になつて業者に同情をお持ちになつておられて、我々の質問に対しても何か奥歯に物が挟まつたような言い現し方で、この点は甚だ残念であります。併しながら国会の総意として先方にもう一応掛け合つて見たいといふのは大蔵委員の皆さんも同感のことであると思うのであります。そういう点について大臣も一つ御協力になつて、最後の御交渉方、御斡旋を願いたいと思ひますが、これについては如何でござりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 私いたしましては原案が最もいいと考えておる次第であります。国会の皆さんに向うと御交渉なさるのは御自由であります。

○小川友三君 今油井先生からの質問で大蔵大臣は大変お困りのようあります。が、折衷案的意見でちよつとお伺いしたい。一月の一日からでは業者は非常に困るといつて、一方一月一日がいいという意見もあると、何回か大蔵大臣は申されておりますので、そういう資料をちよつと見たのですが、大体早い方がいいのが多いのじやないかと思ひますけれども、そこで折衷案として十二月十五日頃に施行するといふことに十五日だけ早めて、特に民自党内閣が今やつておるので、大体織物業者は民自党を支持しておるのであります。ですから民自党に有利な点もあるし、特にこの点歴代大蔵大臣中、特に優秀な大蔵大臣でありますから、何とかその点折衷案を提出しますが、十五日だけ早くやつて頂いて、大蔵大臣の英断を以ちまして、織物業者は全部民自党であります。民主党は油井さんぐらいなものでありますから御所見を一つお聞きしたいのであります。

手腕がおありだと思いますので、その点につきまして一つ伺いたいと思います。

○國務大臣（小澤佑重審査）只今審査會の議願つておる四億数千万円の金額はすでに拂う先は決つておるのであり半額であります。即ち前国会において決定されました石炭手当並びに寒冷地手当に関する政府の決定した総額が、この郵政省内の総額が只今の金額でありまして、これは行先が決まつております。これは御意見であります。併しながら小川議員の今の御意見は要するに郵政省に働く職員諸君のために何とか考慮すべきが至当じゃないかといふ一文も余裕がないのであります。併し私は特にその他の國務大臣とは違つて、こうした従業員の働き方によつて郵政省の財政のプラス、マイナスとともに御意見であります。これに対しては、又延いて國民諸君に対するよさに努力して参りましたし、又今後努力しますので、何らかの方法で少しでも職員諸君の経済的生活が樂になるようサーヴィスの善惡ということにも関係しますので、何らかの方法で少しでも本的な案があるかということになりますと、今政府で決まつた意見がございませんので、ここに発表する自由を持つておりますが、今どういう具體的な方針でありますか。小川さんの気持ちが悪いから何とかやつてくれといつて全力を注ぎたいと思います。

○小川友三君　そこで待遇が非常に悪いために郵便局に参りますと、よく苦情を言われる、これは國會議員の小川さんなんかない特によぼやしているから待遇が悪いから何とかやつてくれといふことを言われますので、今年は私は郵政大臣と初めて行き会いましたので、この際郵便局の方々のお願いを聽

いて頂いて、各郵便局に参つて、随分
今の大臣は人情大臣でよく聽いてくれ
たということをお報告申上げたいので
あります。どうか大臣におかれまして
は葉書は三円になつてもいいですよ。
この際待遇を改善してやらないでこき
使うというような、従業員を圧縮する
ということ是非常に可哀そですか。
ら、今のベースでは昭和二十三年三月
現在の安定本部の物価指数から生み出
したサラリーなんですから、そこで重
い郵便物を背負わして郵便物を送つて
来るというように非常に努力をされて
おりますから、この点につきまして
は、葉書が二円というものは大体安過ぎ
ます。三円にして後の一円で大臣の所
管の国家公務員の待遇を改善して貰いたい
と思います。三円にお上げになる
案がございませんか。

政省には一文もその一円については收入はないのであります。ただ現在の貯生方面におきまして、非常にいわゆる援護団体が熱心にやつておつて、募金がなくて困つておりますから、この際新らしい年を迎えると同時に、郵政少とも皆さんの御援助によつて、余計にでも金儲けといふことも一つありまするが、この困つた慈善団体に幾分なりますから、入りません。郵政省は本年度の二円でサービスをしよう、そううりまして、郵政省に入るものは二円ありますまして、一円は寄附するのでありますから、入りません。郵政省は本年度の二円でサービスをしよう、そううて而も一億八千万程度の年賀郵便の増加による增收を得まして、現在赤字的になつておる郵政事業の埋合せにしたいと、三つぐらいの狙いがあつて、その年玉つきの葉書をやつしておるのでありますし、あれを元に戻して郵便料金を三円にしようという考は、私はまだつておりません。

会計からする繰入金に関する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の御掌手を願います。

〔総員掌手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

尙本会議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に、多数意見者の御署名を願います。

多数意見署名

波多野 鼎	黒田 英雄
油井賢太郎	西川甚五郎
伊藤 保平	木村福八郎
川上 嘉	米倉 龍也
木内 四郎	小川 友三
九鬼紋十郎	

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名漏れはあります。

明日は午前十時から経済安定委員会との連合委員会を開き、午後三時から大蔵委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

出席者は左の通り。

出席者 櫻内辰郎君
委員長 理事
波多野 鼎君
黒田 英雄君
伊藤 保平君

現在和紙の有効需要ははあるかに供給を上廻つてゐるが、購買力が伴わず、企業の存続が危機に陥つてゐるから、需給の均衡をはかるために製品価格の切下げが必要である。しかるに和紙に対する課税率の加重は業界をい縮させしており、さらに購買力の低下は公債を二ないし三割下廻り、加えて物品税の立替拂等のため製紙企業は全面的崩壊の危機に直面しているから、世界に比類のない和紙工業を維持發展させるため和紙に対する物品税を全面的に廢止せられたいとの請願。

紹介議員 田口政五郎君 シャウプ勧告案によれば、物品税の内第二種物品（マッチを含む）については、「勧告するに充分な検討を行うことができなかつた」として今後の問題に残されたのであるが、マッチは生活必需物資であるので、配給統制の廢止と物品税の増額により、販税マッチが横行し、また脱税業者はダンピングを行ない市場を混乱せしめ、不公正な競争を現出している。そのため旧来の正常な納税業者は極めて困窮し、マッチ輸出に対する障害となつてゐるから、アツチの物品税を撤廃しなさい、との

く限定されている。またミシンに対する二割の物品税とくらべても五割の課税は不均衡であるから、衣料生活の改善向上のため電気アイロンに対する物品税を廃止あるいは、一割以内に引き下げられたいとの請願。

名、負傷者百十七名、家屋の倒壊破損五百三十二戸、その他土地、衣料、家具等に大被害を受けたので、以来県を通じて救濟方を陳情してきたが、いまだに損害金の下附がないので、り災者一同再び困窮する事態に陥るおそれがある。よって、すみやかに損害金ならびに慰藉料を支出されたいとの請願。

制限の撤廃、(三)運営の民主化、(四)長期給付と恩給との差別待遇撤廃等の処置を探られたいとの請願。

第六百十七号 昭和二十四年十一月十二日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する韓

願 請願者 宮崎市宮崎県厅内 宮崎

崎県たばこ耕作連合会 内 申斐善平

紹介議員 竹下興次君

政府はたばこの民営移管を計画中の由であるが、これは原料の買付等において

手すき紙の物品税撤廃に関する請願	月十二日受理
請願者 新潟県南蒲原郡加茂町 越後和紙商工業協同組	合理事長 小田島與四郎 郎外三名
紹介議員 北村一男君	
手すき紙は、障子紙、温床紙、ちり紙等に用いられ国民生活上の必要品であるが、現在これに課せられている高率の物品税は、生産者を蒸炭の苦しみに陥いれ手すき紙産業の危機を招いているばかりでなく、これによる税収は国家財政上においては極めて微々たるものであるから、手すき紙に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。	
第五百八十四号 昭和二十四年十一月十二日受理	
マッチの物品税撤廃に關する請願 請願者 神戸市生田区北長狹通 五ノ一九ノ四 社團法 人日本マッチ工業会理 事長 森一郎	

第五百八十五号 昭和二十四年十一月十二日受理
和紙の物品税撤廃に關する請願
請願者 宮崎市宮崎県庁内 黒木常磐外五百四十三名
紹介議員 水久保甚作君
この請願の趣旨は、第五百八十二号と同じである。

第五百八十六号 昭和二十四年十一月十二日受理
電気アイロンの物品税改正に關する請願
紹介議員 遠山内市君
東京電熱機工業協同組合理事長 島岡捨吉
電気冷蔵庫や電気扇風機等のぜい沢品と見られる製品同様五割の物品税が課せられているため全國家庭に供給普及せしめたい生産者の希望はいちじるしい

ボンド切下げは、わが国経済界にも多大の影響を與えた。とくに輸出用毛織物はコストの引下げが必要となつたのが、価格形成面における織、仕上工賃の占める百分比が、わずか十三パーセントにすぎないため、解決策としては、取引高税の廢止によるのはかないから、輸出をさまたげる因となつてゐる輸出毛織物に対する物品税を即時特別免除されるよう処置を講ぜられたいとの請願。

紹介議員 三好始君 昭和二十四年三月二十一日 佐藤安政
昭和二十四年政令第二百六十四号(昭和二十四年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令)は、手当支給額の算出方法に種々不合理な点が多く、退職者の利益が充分に保護されておらない実情であるから、すみやかに一部の改正を行われたいとの請願。

第五百九十六号 昭和二十四年十月十二日受理

国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一 佐藤安政外十一名

紹介議員 三好始君

国家公務員共済組合法は、政府職員の保障制度を確立し、住宅その他福利厚生の充実を図るためのものであるが、その内容実質には幾多不合理な点があるから、(一)国庫負担金の増額、(二)各種給付金の引上げと給付範囲の拡大

處のあるので長年伝統的な生産業に從事している耕作農民にとっては、不利な点が多いから、民営移管を取り止められたとの請願。

く限定されている。またミシンに対する二割の物品税とくらべても五割の課税は不均衡であるから、衣料生活の改善向上のため電気アイロンに対する物品税を廢止あるいは一割以内に引き下がられたいとの請願。

名、負傷者百十七名、家屋の倒壊破損五
三十二戸。その他土地、衣料、家具等に
大被害を受けたので、以来、県を通じて救
濟方を陳情してきたが、いまだに損害賠
償の下附がないので、り災者一同再び請
不能におちいり実に困窮している。

制限の撤廃、(三)運営の民主化、(四)長期給付と恩給との差別待遇撤廃等の処置を採られたいとの請願。

第六百十九号 昭和二十四年十一月 十二日受理 映写機、同部分品および附属品の物品 税率改訂に関する請願	請願者 東京都千代田区丸ノ内 二ノ一四三菱仲九芳館 光学精機工業会内 長 岡正男外一名	紹介議員 浅岡信夫君 松野喜内 君	高税、乗用自動車に対する物品税、自動車の所有に対する自動車税および自動車の使用燃料に対するガソリン税が あるが、これらの諸税は、自動車の生産を促進し、取得を容易にし、有効な使用を期して、もつて自動車工業の拡充強化、自動車運輸の効率増大を図るため、自動車関係の諸税を撤廃せら れたいとの請願。
第六百四十二号 昭和二十四年十一月 十二日受理 国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願	請願者 東京都千代田区丸ノ内 三ノ一 佐藤安政外十 一名	紹介議員 塚本重藏君 君	（二）わが国の文化施設の充実向上の妨害、（三）映写機製造工業企業崩壊の危機等の原因になつてゐるから、現行税率を二割ないし三割程度の適正率に改正せられたいとの請願。
第六百六十四号 昭和二十四年十一月 十二日受理 織物消費税引下げによる交付金算定の請願	請願者 東京都中央区日本橋留町一ノ六 日本紡織物商協会内 杉道助外七名	紹介議員 沢井賢太郎君 君	（二）わが国の文化施設の充実向上の妨害、（三）映写機製造工業企業崩壊の危機等の原因になつてゐるから、現行税率を二割ないし三割程度の適正率に改正せられたいとの請願。
第六百七十三号 昭和二十四年十一月 十二日受理 自動車産業に対する月賦販売資金融資の請願	請願者 東京都港区西芝浦四ノ三 全日本自動車産業労働組合内 中村秀彌	紹介議員 栗山良夫君 君	（二）わが国の文化施設の充実向上の妨害、（三）映写機製造工業企業崩壊の危機等の原因になつてゐるから、現行税率を二割ないし三割程度の適正率に改正せられたいとの請願。
第六百五十一号 昭和二十四年十一月 十二日受理 自動車関係の諸税撤廃に関する請願	請願者 東京都港区西芝浦四ノ三 全日本自動車産業労働組合内 中村秀彌	紹介議員 栗山良夫君 君	（二）わが国の文化施設の充実向上の妨害、（三）映写機製造工業企業崩壊の危機等の原因になつてゐるから、現行税率を二割ないし三割程度の適正率に改正せられたいとの請願。
第六百六十七号 昭和二十四年十一月 十二日受理 自動車に関する諸税としては、生産者から消費者に至る各段階における取引	請願者 東京都台東区浅草向柳 原町二ノ一 日本フェルト 紹介議員 栗山良夫君 君	紹介議員 西川昌夫君 君	ルトボウ子ボウ体輸出 生産協議会内 高橋清 藏外十一名 所会頭 根上善造外八 千七十一名 紹介議員 尾形六郎兵衛君 君
第六百七十七号 昭和二十四年十一月 十二日受理 東北地方の税制改革に関する請願	請願者 東京都台東区浅草向柳 原町二ノ一 日本フェルト 紹介議員 栗山良夫君 君	紹介議員 西川昌夫君 君	ルトボウ子ボウ体輸出 生産協議会内 高橋清 藏外十一名 所会頭 根上善造外八 千七十一名 紹介議員 尾形六郎兵衛君 君

第一條 輸出信用保険法（昭和二十四年法律第二十号）による輸出 （設置）	第五條 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。 （歳入歳出予定計算書の作製及び送付）	第三條 この会計においては、第四條に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。 （資本）
第二條 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。	第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。 （予算の作成及び提出）	第七條 内閣は、毎会計年度、この
第三條 この会計においては、第四條に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。	二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び損益計算書	二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び損益計算書
（予算の作成及び提出）	（歳入歳出予算の区分）	（歳入歳出予算の区分）
第七條 内閣は、毎会計年度、この	（予算の作成及び提出）	（予算の作成及び提出）

会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第八條 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

(剩余金の繰入)

第九條 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十條 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計

算書及び同條第二項に規定する書類を添附しなければならない。
(余裕金の預入並びに一時借入金及び融通証券)

第十二條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができない。

3 前項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。

4 第二項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

(起債、償還等の事務)

第十三條 前條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四條 第十二條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の利息並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十五條 この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌

年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による予算の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(実施規定)

第十六條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、輸出信用保険法施行の日から施行する。

十一月二十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、外國為替特別会計法案(予備審査のための付託は十一月十八日)

昭和二十四年十二月十三日印刷

昭和二十四年十二月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所